

備 考

平成 19 年 3 月 31 日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年 4 月 1 日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

企業局企画課	公営企業局総務課
企業局総務課	
企業局工務課	公営企業局電気工水課
病院局県立病院課	公営企業局県立病院課